

# 坂出市浄化槽設置整備事業補助金 (令和6年度)

## 手続きの流れ

### [乙種地域の場合]

乙種地域とは、下水道事業認可区域内において、下水道の整備が当該年度を含め3年以内に見込まれない地域のことです。

なお、下水道の整備がなされ、今回浄化槽を設置した専用住宅が下水道に接続可能となったときは、下水道に接続可能となった日より起算して、1年以内に下水道に接続する必要があります。

#### 【下水道整備状況確認依頼書】

…… 下水道認可区域内に浄化槽の設置をご検討の方は、予め市都市整備課（Tel44-5017）に浄化槽の設置の可否をご相談ください。

浄化槽の設置が可能である場合は、補助対象地域（乙種地域）に該当するかどうかを確認するため、必ず交付申請前に坂出市都市整備課へ「下水道整備状況確認依頼書」をご提出ください。確認には設置予定場所の位置図(住宅地図等)が必要です。確認結果は、後日（約10日後）電話でお知らせいたします。

令和6年度内に補助事業の手続きや工事を行う必要がありますので、スケジュール管理を十分に行ってください。(年度をまたいで手続きや工事を行うことはできません。また、交付申請書の提出期限等、各手続きの期限は厳守ください。)

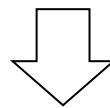
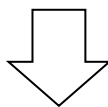
#### ① 【坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書】

提出期限 令和7年1月31日（金）

…… 「債権者登録新規申請書」（振込口座等を登録する書類です。）を併せて提出してください。

交付決定通知までに約2週間を要します。

- ② 《坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書》  
…… 債権者登録された住所にお送りします。



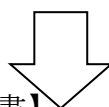
- ③ 【工 事】  
※ 必ず交付決定通知の後に着工してください。  
…… 工事工程の写真を撮影してください。  
※ 香川県小型合併処理浄化槽【工事マニュアル】に基づき適正に施工してください。不適正な工事内容の場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。

- ④ 【浄化槽設置者講習会の受講】  
※ 令和2年度より浄化槽設置者講習会の受講および修了が必須となりました。

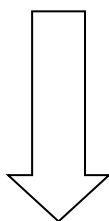
受講の申込み先

公益社団法人香川県浄化槽協会  
〒761-8012  
香川県高松市香西本町1-106  
TEL087-881-6600

受講後、「浄化槽設置者講習会の修了証」の交付を受けてください。

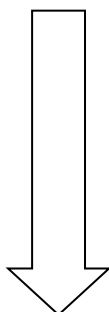


- ⑤ 【坂出市浄化槽設置整備事業実績報告書】  
提出期限 補助金に係る事業完了後1か月以内  
または令和7年2月28日（金）のいずれか早い日まで



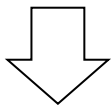
- …… ※ 令和2年度より「浄化槽設置者講習会の修了証」のコピーの添付が必要となりました。  
※ 浄化槽を設置した住宅以外の場所にお住まいの方は、実績報告書提出期限までに住民票を浄化槽の設置場所に移していただき、坂出市市民課にて住民票を発行し、債権者登録変更申請書（住所変更）と併せて提出してください。  
注) 実績報告書の提出期限後に住民票を移す場合は、補助金を受けることができませんのでご注意ください。

- ⑥ 《完了検査》 …… 坂出市が業務委託した公益社団法人香川県浄化槽協会が、浄化槽が正しく設置されているか検査します。  
※ 実績報告書の提出後、速やか（概ね10日以内）に受検し検査に合格してください。なお、令和7年3月14日（金）までに検査に合格できない場合は、補助金の交付決定を取り消す可能性がありますのでご注意ください。



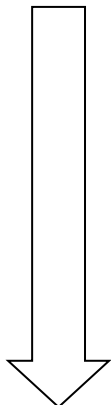
完了検査に合格後、確定通知までに約3週間を要します。

⑦ 《坂出市補助金交付額確定通知書》



…… 浄化槽を設置した住所にお送りします。

⑧ 【補助金交付請求書】



※ 交付額確定通知後、速やか（概ね5日以内）に補助金交付請求書をご提出ください。なお、令和7年3月17日（月）までに適正な内容の補助金交付請求書の提出がない場合は、補助金の交付決定を取り消す可能性がありますのでご注意ください。（補助金を受けることができなくなります。）

また、債権者登録でご登録いただいた振込口座の番号誤りや解約等で令和7年3月31日（月）までに補助金の振込ができない場合についても、補助金の交付決定を取り消すこととなりますのでご注意ください。（補助金を受けることができなくなります。）

適正な内容の補助金交付請求書の提出後、支払いまでに約2週間を要します。

⑨ 《補助金のお支払い》

## 用語・添付書類等の説明

### 1. 「本市の市税の完納証明書」とは

補助対象者の要件として、本市の市税を滞納していない者となっていますので、申請者が市税（個人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）に滞納がないことを証する書類として、「坂出市の市税の完納証明書」の提出が必要となります。

申請者において坂出市税務課（管理係Tel44-5004）が交付する「完納証明書」を取得いただき、補助金申請書に添付してご提出ください。（補助申請者ご本人の内容が記載されたもの。申請書提出日から遡及して3か月以内の発行のものに限る。交付には手数料（1通300円）が必要。）

注）坂出市以外の市区町村発行の完納証明書の添付は不要です。

なお、市外に住所がある方でも、坂出市内に固定資産を所有する等の理由により坂出市の市税の完納証明書の交付の対象となることがありますので、必ず申請者において、坂出市税務課に完納証明の「証明書交付申請書」を提出してください。

なお、交付の対象とならない場合は「坂出市の市税の完納証明書」について（不添付理由書）」（HP内に様式あり）を添付書類としてご提出ください。

### 2. 「住民票」とは

補助金実績報告書の添付書類として、「住民票」の添付が必要となります。

浄化槽を設置した住宅以外にお住まいの方は、住民票を浄化槽設置場所に移していただき、坂出市市民課（市民係Tel44-5005）が交付する「住民票」を取得してください。（補助申請者ご本人の内容が記載されたもの。本籍、続柄等の記載は不要。実績報告書提出日から遡及して3か月以内の発行のものに限る。交付には手数料（1通300円）が必要。）

### 3. 「建築確認通知書の写しおよび浄化槽設置届出書の写しまたは審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し」とは

補助金交付申請書の添付書類として、「建築確認通知書の写しおよび浄化槽設置届出書の写しまたは審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し」が必要となります。

浄化槽を設置する際に、新築等で建築確認が必要となる場合は、「建築確認通知書」の写しおよび「浄化槽設置届出書」の写しを添付書類として提出してください。

また、トイレ改修のみ等で建築確認が不要となる場合は、「審査期間を経過した浄化槽設置届出書」の写しが必要です。香川県中讃保健福祉事務所の受付印が必要です。受付日の翌日から起算して10日を経過した時点で添付書類となり補助金交付申請が可能となります。

例

- ・令和6年6月6日(木) 設置届の受理日(県中讃保健福祉事務所受付印)
- ・令和6年6月17日(月) 審査期間の満了日
  - ※ 6月6日の翌日から起算して10日目が6月16日(日)で県保健福祉事務所が閉庁しているため、休み明けの6月17日(月)が10日目となります。
- ・令和6年6月18日(火) **補助金の申請可能日**  
⇒審査期間を経過した6月18日(火)から補助金交付申請が可能となります。

#### 坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(抜粋)

(補助対象者)

- 第4条 市長は、市長の定める補助対象地域内において、専用住宅に浄化槽を設置しようとし、かつ、本市の市税を滞納していない者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。
- (1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出の審査または建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けずに、浄化槽を設置する者

#### 浄化槽法(抜粋)

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

- 第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日(第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。
- 3 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

※ その他詳しい内容については、事前にご相談下さい。

お問い合わせ・ご提出先

坂出市 建設経済部 都市整備課

TEL.(0877)44-5017

年 月 日

下水道整備状況確認依頼書

坂出市建設経済部都市整備課長 様

坂出市浄化槽設置整備事業補助金に係る下水道の整備状況の確認について、  
下記のとおり依頼します。

記

申請予定者		設置業者	
現住所		担当	
電話番号	( ) -	連絡先	( ) -
設置予定場所	坂出市 町	位置図	別添のとおり
申請予定日	年 月 日頃	予定人槽	人槽

坂出市長 殿

申請者 住 所  
氏 名

㊞

坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり補助事業を実施したいので、坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業の内容	浄化槽の設置場所	坂出市 町 丁目 番 号 番地
	浄化槽の型式	名称 認定番号
	浄化槽の人槽	人槽
2 補助申請額	<p>円</p> <p>(内訳)</p> <p>1.浄化槽の設置に係る補助 円</p> <p>2.転換に伴う既存単独処理浄化槽 またはくみ取り槽の撤去・処分に係る補助 円</p> <p>3.転換に伴う配管工事に係る補助 円</p>	
3 住宅の所有者	1.本人 2.共有 ( 人) 3.その他	
4 住宅の種類	<p>1.一般住宅 (延べ面積 m<sup>2</sup>)</p> <p>2.店舗等併用住宅 (居住部分の面積 m<sup>2</sup>) (その他の面積 m<sup>2</sup>)</p>	
5 着手, 完了 予定年月日	<p>着手予定年月日 年 月 日</p> <p>完了予定年月日 年 月 日</p>	
6 添付書類	<p>1.浄化槽の設置に係る補助</p> <p>(1) 建築確認通知書の写しおよび浄化槽設置届出書の写し または審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し</p> <p>(2) 浄化槽に関する概要書の写し</p> <p>(3) 設置場所の位置図および浄化槽の配置配管図</p> <p>(4) 浄化槽設置費の見積書の写し</p> <p>(5) 専用住宅を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書</p> <p>(6) 工事請負契約書の写し</p> <p>(7) 登録浄化槽管理票 (C 票) および登録証書</p> <p>(8) 認定書および保証登録証</p> <p>(9) 浄化槽設備士免状の写し</p> <p>(10) 坂出市の市税の完納証明書または不添付理由書</p> <p>(11) 浄化槽設置整備事業補助金に関する確認書 (その1)</p> <p>(12) 乙種地域の補助事業にあつては、下水道工事に係る誓約書 (その2)</p> <p>(13) 汚水処理未普及解消および配管費補助に関する申出書 (その3)</p> <p>(14) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2.転換に伴う既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去・処分に係る補助</p> <p>(1) 既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽の配置配管図</p> <p>(2) 撤去・処分費の見積書の写し</p> <p>3.転換に伴う配管工事に係る補助</p> <p>(1) 配管工事費の見積書の写し</p>	

その1

年 月 日

坂出市長 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(交付申請書と同じ印を押印すること)

### 浄化槽設置整備事業補助金に関する確認書

私が、坂出市 町 で実施する補助事業に関し、下記内容について相違ありません。

なお、相違があった場合は、補助金の交付決定の取消しを受けること、または補助金の返還を命ぜられることになっても、異議を申し立てません。

#### 記

- 1 坂出市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて行う浄化槽の設置工事等を、工事の技術上の基準に従い適切に設置します。
- 2 浄化槽の設置工事等は未着工で、交付決定より前に設置工事等に着手しません。また、設置工事等が完了した場合は、完了後1か月以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。
- 3 浄化槽の使用準則に従い、適切に使用します。
- 4 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の保守点検を、技術上の基準に従い適切に実施します。自ら保守点検を行う専門的な技術を持っていない場合は、香川県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託します。
- 5 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の清掃を、坂出市長の認可を受けた業者に委託し、技術上の基準に従い適切に実施します。
- 6 指定検査機関の行う浄化槽法第7条および第11条に定める検査を受検します。検査の結果が不適正となった場合は、指定検査機関の指導および助言に従い、速やかに改善します。
- 7 暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。
- 8 当該浄化槽に係る紛争または苦情があった場合は、当事者間で責任を持って解決します。



その2

年 月 日

坂出市長 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩  
(交付申請書と同じ印を押印すること)

### 下水道工事に関する誓約書

私は、坂出市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるにあたり、今後坂出市が行う下水道事業に異議なく同意・協力し、今後下水道の整備がなされ、今回浄化槽を設置した専用住宅が下水道に接続可能となったときは、下水道に接続可能となった日より起算して、1年以内に下水道に接続することを誓約します。

その3

年 月 日

坂出市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

印

汚水処理未普及解消および配管費補助に関する申出書

坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付申請に関し、下記のとおり申し出ます。

記

1 浄化槽の設置費補助について

<p>(1) 坂出市外の市町村から転入して家屋を新築する場合</p> <p><input type="checkbox"/> 坂出市外の市町村から転入して家屋を新築します。 転入前の住所： _____</p>
<p>(2) 市内で転居して新築する場合</p> <p>現在居住している住居（新築家屋への転居前）の汚水処理方法は次のとおりです。 （現在居住している住居が一時的な仮住まいの場合は、その前の住居について記入。）</p> <p>転居前の住所： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 下水道に接続している戸建て住宅</p> <p><input type="checkbox"/> くみ取り槽を使用している戸建て住宅</p> <p><input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽を設置している戸建て住宅</p> <p><input type="checkbox"/> 集合住宅</p> <p><input type="checkbox"/> 賃貸の戸建て住宅</p> <p><input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽を設置している親の戸建て住宅（親子で居住していたが子が独立して新築）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽を設置している戸建て住宅（自己所有） <b>(※ 補助対象外)</b></p>
<p>(3) 以前にあった家屋を建て替え、増築する場合</p> <p>以前にあった家屋の汚水処理方法は次のとおりです。</p> <p><input type="checkbox"/> くみ取り槽を使用している戸建て住宅の建て替え、増築</p> <p><input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽を設置している戸建て住宅の建て替え、増築</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽を設置している戸建て住宅の建て替え、増築 <b>(※ 補助対象外)</b></p>

2 配管費補助について

（撤去・処分を伴う既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る配管費補助。既存住宅等の建て替え時に合併処理浄化槽の設置に伴う単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去が必要となる場合は、転換には該当しない。）

<p><input type="checkbox"/> 増改築を伴いません。（水回りのリフォームのみを行う場合で、家屋内と家屋外の配管の接続位置が変わらないときは、増改築に含まれません。）</p> <p><input type="checkbox"/> 増改築を伴います。</p>
--

年 月 日

坂出市長 殿

申請者 住所

氏名 ⑩

(交付申請書と同じ印を押印すること)

「坂出市の市税の完納証明書」について  
(不添付理由書)

坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の添付書類である「坂出市の市税の完納証明書」については、私が「坂出市の市税の完納証明書」の発行対象となる者でないため、添付できません。

坂出市税務課に確認済

年 月 日

坂出市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

㊟

坂出市浄化槽設置整備事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更・中止・廃止をしたいので、坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 補助事業の内容の変更

(1) 変更した補助事業の内容

(2) 変更後の着手，完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

2 補助事業の中止 中止 年 月 日

3 補助事業の廃止 廃止 年 月 日

4 変更・中止・廃止の理由

注 (1) 補助事業者から購入等により取得した場合は、それを証する書類（売買契約書等）を添えて申請すること。

(2) 補助事業者に変更があった場合は、補助対象者になることができることを証する書類（戸籍謄本等）を添えて申請すること。

年 月 日

坂出市長 殿

補助事業者 住所

氏名

⑨

## 坂出市浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて実績報告をします。

1 補助金の額	<p style="text-align: center;">円</p> <p>(内訳)</p> <p>1.浄化槽の設置に係る補助 <span style="float: right;">円</span></p> <p>2.転換に伴う既存単独処理浄化槽 またはくみ取り槽の撤去・処分に係る補助 <span style="float: right;">円</span></p> <p>3.転換に伴う配管工事に係る補助 <span style="float: right;">円</span></p>
2 交付決定年月日 および発送番号	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">第 号</p>
3 着手, 完了 年月日	<p>着手日 年 月 日</p> <p>完了日 年 月 日</p>
4 添付書類	<p>1.浄化槽の設置に係る補助</p> <p>(1) 工事費請求書または領収書の写し</p> <p>(2) 浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検または清掃を行う場合にあつては, 自ら行うことができることを証する書類)</p> <p>(3) 指定検査機関に提出した浄化槽法定検査申込書(浄化槽法第 7 条, 第 1 1 条)の写し</p> <p>(4) 浄化槽設置者講習会の受講修了証の写し</p> <p>(5) 工事工程写真および成果図</p> <p>(6) 住民票の写し</p> <p>(7) 浄化槽設置工事施工チェックリスト(別紙)</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2.転換に伴う既存単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去・処分に係る補助</p> <p>(1) 撤去・処分費請求書または領収書の写し</p> <p>(2) 知事に届け出た浄化槽使用廃止届出書の写し</p> <p>(3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)一式の写し</p> <p>(4) 工事工程写真および成果図</p> <p>3.転換に伴う配管工事に係る補助</p> <p>(1) 配管工事費請求書または領収書の写し</p> <p>(2) 工事工程写真および成果図</p>

浄化槽設置工事施工チェックリスト

検査項目	チェック項目	チェック欄	
中間確認	1 流入・放流経路の確認	設置届の排水系統図と同じか。	
	2 設置場所の確認	設置届の設置場所と同じか。	
	3 種類および処理対象人員の確認	設置届の浄化槽の種類および処理対象人員が同じか。	
	4 地盤改良工事（割栗地業）の確認	設置届の図面および仕様と同じか。なお、掘削後に軟弱地盤と判明した場合、適切な工事を行ったか。	
	5 捨て（ならし）コンクリートの確認	十分な高さの調整が行われているか。	
	6 基礎コンクリートの確認	設置届の図面（縦、横、高さ）と同じか。	
	7 漏水の確認	水張り後、24時間経過後の状況を確認したか。	
	8 埋戻し土の確認	良質な土（山砂等）で埋め戻したか。	
	9 水絞め、転圧の確認	埋め戻し時に空隙が生じないように行ったか。	
	10 建築物の基礎からの距離	建築物の基礎から45度以内に浄化槽が入っていないか。なお、入っている場合、擁護壁等を設けているか。	
	11 駐車場仕様の支柱の設置（設置する場合に限る。）	設置届に支柱仕様となっている場合には、適切に設置したか。なお、支柱を設けない場合、不特定の車両が進入するおそれがある場合、支柱使用が望ましい。	
	12 地下埋設物の状況	地下埋設物（ガス管、水道管等）に損傷を与えていないか。	
	13 地下水の状況	地下水は高くないか。なお、高い場合には、浄化槽の浮上防止策が講じられているか。	
完了確認	14 流入・放流管渠の勾配	設置届の配管勾配図と同じか。（流入勾配 1/100 以上、放流勾配 1/200 以上）	
	15 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切であり、逆流のおそれはないか。	
	16 誤接合等の有無	生活排水はすべて接続されているか。	
		特殊な排水は流入していないか。	
	17 升の位置および種類	起点、屈曲点、合流点、管口径の120倍を超えない範囲内等に升が設置されているか。	
	18 流入・放流管渠および空気配管の変形、破損の恐れ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。岩盤等で掘削できない場合で管が露出する場合には適切な保護等がなされているか。（最小土被り20cm以上）	
	19 かさ上げの状況	かさ上げ高は30cm以内かつ維持管理を容易にできる高さ以内となっているか。（30cm以内でもバブル操作等に難がある場合には、適切な高さとする。）	
	20 浄化槽本体の上部およびその周辺の状況	維持管理が行いにくい場所に設置されていないか。	
		維持管理の支障となるものが置かれていないか。	
		コンクリートスラブは打設されているか。	
		浄化槽の近くに水道設備は完備されているか。	
	21 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
	22 浄化槽本体の水平状況	浄化槽本体の縦、横の水平状況を確認すること。	
	23 ろ材、接触材・担体等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材および接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。	
24 ばっ気装置、逆洗装置および汚泥移送・循環装置の変形、破損、固定および稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。		
	空気の出方、水流に片寄りはないか。タイマーによる逆洗の場合には、仕様通りの設定になっているか。循環装置は使用人員（または処理対象人員）に合った水量に調整しているか。		
25 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。また、しっかり固定されているか。		
	薬剤筒は傾いていないか。		
26 ポンプ設備（流入・放流ポンプ）の設置および稼働の状況	ポンプ槽に変形、破損および漏水はないか。		
	ポンプは2台以上設置されているか。		
	ポンプは設計通りの能力があるものが設置されているか。		
	ポンプの固定が十分行われているか。		
	ポンプの取り外しが可能か。		
27 ブロワ（送風機）の設置および稼働の状況	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。		
	防振対策はなされているか。		
	GLより10cm以上の架台が設けられているか。		
	アースが必要なブロワでアース工事はなされているか。		
	漏電の恐れはないか。		
<p>上記のとおり確認したことを証します。                  年 月 日</p> <p style="text-align: right;">                     担当浄化槽設備士の氏名 <span style="float: right;">(印)</span>                      (浄化槽設備士免状の交付番号： <span style="float: right;">)</span> </p>			

様式第 8 号 (第 11 条関係)

年 月 日

坂出市長 殿

補助事業者 住 所  
氏 名

㊞

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった浄化槽設置整備事業  
補助金について、次のとおり坂出市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 11 条の規定に  
より請求します。

記

1. 請求金額 金 円